

# 近畿のなかま

No. 76  
2021・11・15

発行人  
金融労連近畿地協  
事務局長  
阿部正巳

## 金融ユニオン 京都と大阪で組合員拡大

### 京都では

12月の定期大会を前にこのほど四方敏之さん(64歳・元京都北都従組副委員長)が金融ユニオンに加入されました。昨年の結成大会に向けて声を掛けっていましたが、自治会長としての活動等で多忙であったことから今回の加入となりました。

四方さんは、若い時からスポーツ、音楽が得意です。温厚で大衆性もあり誰からも好感を持たれ、いつでもどこでも「トッサン」と親しまれています。

特に少林寺拳法の全国大会へ近年、綾部市代表として複数回出場し市民新聞にも登場したことは特筆すべきことです。

組合活動では、①五信金合併前の綾部信金での組合分裂・京都地労委闘争で奮闘 ②合併後もパワーハラによるメンタル不調に苦しむ仲間へ心を寄せ、組合としての取組の中で「4年間の休職を乗り越えた職場復帰」に尽力 ③支店長による連日のパワーハラで苦しむ仲間のSOSをキャッチし、職場改善に尽力するなど、地道な活動に取り組む貴重な存在でした。

四方さんの加入で、分会の組合員は現在10名になりました。今後、さらに仲間を増やすとともに、金庫経営者との懇談会や従組OB会の開催などを具体化するとともに従組をサポートできるように一層努力する方針です。

(京都北都信金分会・福井書記長)

### 大阪では

10月1日付で枚方(ひらかた)信金の池田努さん(54歳)が金融ユニオンに加入されました。

9月に金融ユニオンのホームページを見て大阪の事務所に連絡し相談を重ねる中で、今回の新加入に至りました。

池田さんは、規程はあるものの経営トップの「好き嫌い」で恣意的に運用されていると言わざるを得ない実態の改善と、残業代が支給されない「管理監督者」の範囲の見直しなどを実現したいと思い、組合に相談。組合から「ぜひ私たちと一緒にやりましょう」と言われ、加入を決意しました。

枚方信金には労働組合がなく、これまで「過労死寸前となっていた職場に増員してほしい」など経営者に物言ふ存在だった池田さんは、9月の相談の時点で既に自らの異動を察知していたかのような口ぶりで、「補充がされないと大変なことになる」と不安を熱く語っていました。

### 賃下げ理由の説明もなく

10月1日付で行われた人事異動で池田さんは、賃金減額及びグレード降格を伴う支店への異動が発令されました。

人事部からは「総合的な判断」というだけで、本人に対して具体的に納得できる理由説明すら行われていません。

降職異動を知った全店の仲間からは「何か悪いことでもしたのか」と尋ねられるなど、身に覚えのない風評リスクにもさらされました。

### 団体交渉でようやく・・

10月28日に行われた初めての団体交渉では、ようやく理由説明が行われたものの、「期待したところまで達していない」「自分の担当部署だけしか目が向いていない」あげくの果てに、今まで一度も注意を受けたこともない「セクハラ疑惑」まで持ち出すありさまでした。

池田さんは、「上司から、自分の担当部署の仕事に専念するようにと言われてやってきたのが、賃下げの理由にされるとは思ってもいなかった」「誰がいつどこで何をもって私にセクハラ問題を注意したのか明らかにしてほしい」と反論。皮肉にも金庫内に異議申立制度やコンプラ委員会が機能していないことが露呈した格好となりました。

その他にも、4人に1人まで広がっている管理監督者の範囲の実態に、組合は「例え残業代の節約のためだとしても、労働者としての保護を受けられない管理監督者をこんなに増やしていくは、安全安心な職場は作れない」と金融労連の時間外手当管理についての資料を提示して見直しを強く求めました。

いずれの問題についても金庫は「調査の上、1ヶ月以内に団体交渉で報告させていただく」と回答するのが精一杯のようでした。 (裏面に続く)

## 池田さんからは

「団交ありがとうございました。初めての団交で不安がありました。3人の方たちが同席してもらえた事で不安も解消されて臨む事ができましたし、減給の理由が聞けた事はありがたかったです。しかし、理由は納得しがたいもので不当としか思えません。

次回の団交での回答次第では、当庫内で組合に加入する仲間を増やす事を考えています。当庫を変えたい、良くしたいと思う職員は沢山いますので。

今日は思う事の半分位しか意見ができませんでしたが、次回以降も皆様の力を借りりし、臨んでいきたいと思いますので宜しくお願ひ致します」とのメッセージがありました。

## 大変だった不動信金譲受作業

今回の労働相談の中で、約20年前の不動信金争議の際に事業を譲り受けた9信金のひとつであった枚方信金で池田さんが、その作業を担当していたこともわかりました。

「不動信金の労働者をひとりも雇用しない譲渡作業のせいで、現場は大変厳しい状況でした。不動信金は労働組合が『過激』なので雇用しないと聞かされました。そんなこと現場の作業をしている私たちにとって **(不動争議の解決を報道する機関紙)**

は関係ないこと。その時、解雇された不動信金の人間に今回お世話になろうとは思ってもいませんでした。と池田さんは語っています。

結果として、やはり労働者不在の事業譲渡作業はムリということで、枚方信金では秘密裏に労働組合員以外の不動信金の当該支店の大多数の職員を雇用していました。

他の8信金では、譲り受けた不動信金の支店は、その後ほとんど売却処分されていますが、枚方信金は、守口東支店として今も営業活動を続けていま

## 報復解雇は絶対に許せない みずほ銀行を提訴（東京地裁）

す。

みずほ銀行で約5年にわたる自宅待機や、退職強要のパワハラを受けたうえ懲戒解雇されたとし

て、解雇の無効や3,300万円の損害賠償などを求めて東京地裁に提訴した銀行員の裁判の第1回公頭弁論が11月10日に行われました。

訴状によると、男性は関西エリアの支店で営業職として勤務していましたが、来店客の前で新聞を読む幹部の苦情があったため、14年12月に注意を促すメールを送信。その後、男性に関する聞き取り調査が行われ、幹部に「覚えておけよ」と告げられました。男性は幹部への対応で注意を受け、営業職を外されました。さらに退職も求められ、16年4月には自宅待機命令を受けるなどし、不眠や脱毛の症状が出るようになりましたとしています。

男性は銀行に不法行為を認め、謝罪するよう要求。みずほ銀行は受け入れず、今年5月、男性が就労の継続意思を連絡していないなどとして懲戒解雇すると通知しました。

銀行側は、この問題に関して「係争中でコメントは差し控える」としていますが、このような報復解雇の正当性に自信があるなら、堂々とコメントすれば良いのではないでしょうか。

金融労連でも、不適切な事務処理を指摘した労働者に同じような報復を繰り返す「あおぞら銀行」の事件が労働委員会で係争中ですが、〇〇銀行という看板を掲げて営業を行う以上、このような社会的にも通用しない人権侵害を金融の労働組合としても見逃すわけにはいきません。



## 三菱電機でも追い出し部屋

三菱電機でも鎌倉市の工場で、女性労働者を冷暖房もなく、出入り口に監視カメラを設置した「追い出し部屋」に入れ、退職を迫っていることが11月10日に明らかになっています。

女性が加入する電機・情報ユニオンは会社に「追い出し部屋」と監視カメラの撤去を求めて団体交渉を申し入れています。

労働組合は、「もはや追い出し部屋を通り越して『監禁部屋』だとして女性が安心して会社で働くよう交渉していく」としていますが、三菱電機はご多分に漏れず「団体交渉の準備中なので詳細についてはコメントを控える」としています。

訂正とお詫び

前号（10月27日大会特集号）の岡野議長挨拶の中で「労働日数が職場でも・・・」と記載したのは「労働組合が職場でも・・・」の誤りでした。お詫び申し上げます。